

議 庁

日時： 1月 22日 (水) AM9:00 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|-----|--|---------|
| 1. | 太田市附属機関設置条例の制定について | 企画部長 |
| 2. | 太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例の一部改正について | 総務部長 |
| 3. | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 総務部長 |
| 4. | 財産の処分について | 総務部長 |
| 5. | 太田市自転車等駐輪場条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 6. | 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 7. | 太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 8. | 太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 9. | 太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 10. | 太田市手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 11. | 太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 12. | 太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 13. | 太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 14. | 太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 15. | 市道路線の廃止及び認定について | 都市政策部長 |
| 16. | 太田市下水道条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 17. | 太田市第一・第二クリーンセンター施設更新工事請負契約締結について | 都市政策部長 |
| 18. | 太田市公園条例の一部改正について | 行政事業部長 |
| 19. | 太田市金山再生プロジェクト基金条例の制定について | 行政事業部長 |
| 20. | 財産の取得について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1. 第1期おたプログラミング学校Ⅲ課程成果発表会の開催について | 企画部長 |
| 2. 太田市公共施設再編計画（第2期）の策定について | 企画部長 |
| 3. 新年度予算のあらまし地区懇談会について | 地域振興部長 |
| 4. 太田市金山再生プロジェクトについて | 行政事業部長 |

【その他】

- ・ 3月定例会日程表等について 議会事務局長

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

太田市附属機関設置条例の制定について

各種委員会、審議会、協議会等に所属する委員等について調査・検討した結果、これまでの活動内容を鑑みて地方自治法の規定に基づく執行機関の附属機関とし、非常勤特別職として任用するため、新たに条例を制定し設置及び運営の適正化を図るものです。

本条例において新たに設置する附属機関は１６機関とし、その内訳および担任する事項は別表のとおりです。経過措置として、この条例の施行の日前に別表に掲げる附属機関に相当する合議体になされている諮問等は、当該附属機関になされたものとみなします。

令和7年4月1日

また、経過措置のうち、任期に関する事項については、各附属機関の設置に関する規則、要綱にて別途定めることとし、この条例の施行の日に附属機関の委員として委嘱され、または任命されたものとみなします。この場合においてその任期は従前よりの委員としての残任期間と同一の期間とします。

なお、報酬の額については、太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により別途議案提出予定です。

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47-1811ダイヤル

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

* 問い合わせ先 総務部 総務課 法制係 内線2313 47-1815 ダイヤルイン

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

- 内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 2300

【表題】

財産の処分について

【目的】

経営権の民間譲渡による経営基盤の安定化などの理由により太田国際貨物ターミナル条例の廃止が決定したため、本市が所有する事業用地及び建物について株式会社太田国際貨物ターミナルに対し売払を行うものです。

【概要】

1 処分する財産

(1) 土地

所在等	地目	地積
太田市清原町 1 2 番 1	宅地	17,967.58㎡
太田市清原町 1 2 番 2 8	宅地	18,952.34㎡

(2) 建物

所在地 太田市清原町12番地1

名称	構造	延床面積
第一管理事務所	鉄骨造2階建	976.27m ²
危険物倉庫	鉄骨造平家建	100.00m ²
第一倉庫	鉄骨造平家建	1,500.00m ²
ポンプ室	軽量鉄骨造平家建	10.00m ²

- | | | |
|---|--------|---|
| 2 | 処分予定価格 | 8 1 2, 3 1 0, 0 0 0 円 |
| 3 | 処分の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約の相手方 | 太田市清原町 1 2 番地 1
株式会社太田国際貨物ターミナル
代表取締役社長 黒 岩 慶 太 |
| 5 | 処分予定日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| 6 | その他 | 令和 7 年 3 月定例会に議案提出予定です。 |

【備考】

問い合わせ先 総務部 管財課 管財係 内線 2381 47-1822 ダイヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 山影 正敏 内線 2400

太田市自転車等駐輪場条例の一部改正について

令和7年4月1日から太田市治良門橋駅前自転車等駐輪場を無料化することに伴い、条例の一部改正を行うものです。

(2) 別表（第7条関係）太田市治良門橋駅前自転車等駐輪場の部を削るもの。

令和7年4月1日

令和7年3月定例会に議案上程予定

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826ﾀﾞｲヤル

福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【目的】

国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」の改正に伴い条例の一部を改正する。

【概要】

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 改正内容 | 「放課後児童支援員の要件」について、「放課後児童支援員認定資格研修を修了したもの」に、「放課後児童健全育成事業者が研修の受講計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了していることを予定している者」を含める。 |
| 2 | 施行日 | 令和7年4月1日 |
| 3 | その他 | 令和7年3月定例会に議案提出予定です。 |

2 施行日 令和7年4月1日

3 その他 令和7年3月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉子ども部児童施設課放課後児童支援係 内線 2592
47-1924ダイヤル

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田市手数料条例の一部改正について

【目的】

宅地造成等規制法の一部を改正する法律及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、太田市手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【概要】

1. 改正内容

- ① 宅地造成及び特定盛土規制法に基づく許可制度が令和５年５月２６日に施行されたことに伴い、盛土等の安全性の確保を図るための中間検査が実施されるための手数料を追加するものです。
- ② 脱炭素社会の実現に向けて、改正建築基準法及び改正建築物省エネ法が令和７年４月１日に施行されるため手数料を追加及び変更し、条項ずれを改正するものです。

- ② 脱炭素社会の実現に向けて、改正建築基準法及び改正建築物省エネ法が令和7年4月1日に施行されるため手数料を追加及び変更し、条項ずれを改正するものです。

2. 施行期日

- ① 令和7年5月26日から施行します。
- ② 令和7年4月1日から施行します。

- ② 令和7年4月1日から施行します。

3. その他

令和7年3月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1871 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

【目的】

民法及び土地区画整理法施行令の改正に伴う、清算金の分割交付・分割徴収の利子の利率の変更他、必要な改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

- (1) 条例第3条に「太田市高林寿町」を追加。
- (2) 条例第27条第1項中、「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収の場合は「当該法定利率以内で規則で定める率」）に改正。
「法」…土地区画整理法、「第103条第4項の規定」…換地処分
- (3) 条例第27条第1項中の表（分割交付、徴収の期間、回数を定めたもの）を改正。
- (4) 条例第27条第4項を改正（清算金の元本を交付・徴収回数で均等に割り、それぞれに利子を付ける「元本均等方式」とします）。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 その他

令和7年3月定例会に議案上程予定

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策市街地整備課 管理指導係 内線 2831 ダイヤルイン 47-1841

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

【目的】

民法及び土地区画整理法施行令の改正に伴う、清算金の分割交付・分割徴収の利子の利率の変更他、必要な改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

- (1) 条例第3条から「太田市泉町」、「太田市新田木崎町」を削除。
- (2) 条例第27条第1項中、「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収の場合は「当該法定利率以内で規則で定める率」）に改正。
「法」…土地区画整理法、「第103条第4項の規定」…換地処分
- (3) 条例第27条第1項中の表（分割交付、徴収の期間、回数を定めたもの）を改正。
- (4) 条例第27条第4項を改正（清算金の元本を交付・徴収回数で均等に割り、それぞれに利子を付ける「元本均等方式」とします）。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 その他

令和7年3月定例会に議案上程予定

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策市街地整備課 管理指導係 内線 2831 ダイヤルイン 47-1841

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

【目的】

民法及び土地区画整理法施行令の改正に伴う、清算金の分割交付・分割徴収の利子の利率の変更他、必要な改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

(1) 条例第26条第1項中、「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収の場合は「当該法定利率以内で規則で定める率」）に改正。

「法」…土地区画整理法、「第103条第4項の規定」…換地処分

(2) 条例第 26 第 1 項中の表（分割交付、徴収の期間、回数を定めたもの）を改正。

(3) 条例第26第4項を改正（清算金の元本を交付・徴収回数で均等に割り、それぞれに利子を付ける「元本均等方式」とします）。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 その他

令和7年3月定例会に議案上程予定

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策市街地整備課 管理指導係 内線 2831 ダイヤルイン 47-1841

●内 容 【 3. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

太田市公共施設再編計画（第2期）の策定について

【 目 的 】

公共施設の老朽化や様々な行政課題に適切に対応し、安心安全な施設の確保及び市民サービスの向上に資するため、施設再編に関する実行計画として、エアリススペース竣工後の新田保健センター並びに新田図書館跡施設の将来方針を定めるとともに、公共施設の全体最適を図るものです。

【 概 要 】

1 計画概要〔計画期間 令和7年度から令和10年度（4年間）〕

(1) 新田保健センターの活用

同センターは、健全性が確保されており事務室としての利用が期待できる。そこで、施設規模及び利用可能人数、立地等を考慮し、近隣の新田庁舎を拠点とする農政部及び農業委員会の機能を移転する。

(2) 新田図書館の活用

同館は、耐震診断により十分な耐震性を有しているが、経年劣化が見られ引き続き市民利用するには大規模改修が必要である。そこで、同館を倉庫として活用、市内全域に点在する文化財収蔵施設にて保管されている出土遺物等を集約化し、管理の効率化を図る。各建物は除却し、跡地は隣接する公共施設の用地として一体利用を図る。

(3) おおた芸術学校の集約化

上記(1)の結果として空き施設となる新田庁舎は、耐震性を有し、防水改修工事も適切に実施されており、旧議場等の比較的広い部屋を有している。そこで、隣接した新田庁舎西庁舎を拠点としているおおた芸術学校新田校及び老朽化と狭あい化が課題となっているおおた芸術学校太田校の機能を同庁舎に集約し、一元的な指導及び事務事業の効率化、コストの抑制を図る。併せて芸術学校生徒が利用しない日中の部屋は共有会議室として有効利用することも検討する。各建物は除却し、跡地は売却又は貸付、駐車場等の再利用を検討する。

2 事業効果

(1) 施設総量 3, 310㎡ 減

(2) 中長期的な改修・更新等に係る費用の見込み（令和7年度から令和22年度まで）
約1, 200, 000千円 減（年あたり約75, 000千円）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47-1811ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

地域振興部長 青木 繁幸 内線3500

【 表 題 】

新年度予算のあらまし地区懇談会について

【 目 的 】

新年度予算の概要について市民へ説明し理解を得るとともに、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市長と市民との自由対話の機会を設け、住民の意向を今後の市政に活かすことを目的とします。

【 概 要 】

1. 日程及び会場

日程	時間（概ね1時間）	会場	連絡先
3月19日（水）	18時～	綿打行政センター	0276-57-1041
3月21日（金）	18時～	太田行政センター	0276-22-2603
3月22日（土）	10時～	毛里田行政センター	0276-37-1059
3月22日（土）	13時30分～	強戸行政センター	0276-37-4979
3月22日（土）	16時～	鳥之郷行政センター	0276-32-6854
3月23日（日）	10時～	尾島生涯学習センター	0276-52-8862※
3月23日（日）	13時30分～	木崎行政センター	0276-56-1053
3月24日（月）	18時～	宝泉行政センター	0276-32-2688
3月25日（火）	18時～	葦川行政センター	0276-48-6853
3月26日（水）	18時～	藪塚本町中央公民館	0277-78-5411
3月27日（木）	18時～	生品行政センター	0276-57-1055
3月28日（金）	18時～	休泊行政センター	0276-49-0201
3月29日（土）	10時～	沢野行政センター	0276-38-4281
3月29日（土）	13時30分～	九合行政センター	0276-45-6978

※尾島生涯学習センターの連絡先は尾島行政センターとなります。

2. 参加者 地区住民を中心とした自由参加で、事前申し込みの必要はありません。

3. 周知方法 広報おた、市ホームページ、行政センターだより及びSNS等。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 地域振興部 地域総務課 地域コミュニティ係

内線3611 47—1923ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

行政事業部長 氏名 阿部 政夫 内線 (TEL) 32-6599

【表題】

太田市金山再生プロジェクトについて

【目的】

太田市20周年記念事業「金山再生プロジェクト」として、どなたでも金山を安心して楽しんでいただけるように整備し、それを将来に渡って維持していくため、遊歩道等の整備や官民連携による適切な保全活動行う。

また、個人・企業を問わず、寄附金等によってプロジェクトに参加していただくことにより、「金山に愛着を持ち、守り、育てる」機運を醸成する。

【概要】

- 1 第3次総合計画第1次実施計画に基づく金山遊歩道等整備事業
 - (1) 老朽化した遊歩道や案内看板の整備及び東山公園トイレの改修等を実施
- 2 太田市、太田商工会議所及び太田市新田商工会を中心とする官民連携事業
 - (1) 公園整備事業
 - ・ 大光院北市有地に桜の植樹、公園施設の設置
 - (2) 保全活動
 - ・ 保全計画の策定
現地調査を基に、専門家、市民からの意見を反映
 - ・ ナラ枯れ等の危険木の伐採、植樹を含む樹木の育成
 - ・ 山頂付近の展望改善のための剪定
 - (3) 寄附金募集・PR事業
 - ・ 金山再生プロジェクト全体の資金として、寄附金を活用
ふるさと納税を活用し、市内外から個人・企業問わず募集予定
 - ・ 市内外へ、SDGsの取り組みとして啓発を行うためのPR事業を実施
- 3 その他
 - (1) 事業実施については太田市歳出予算に計上し、実施する。寄附金について業予算全体の財源とする。
 - (2) 例年実施している花と緑の課による除草及び樹木選定業務等は継続

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部花と緑の課 計画建設係 32-6599